

特定処遇改善加算について

特定処遇改善加算 (Ⅰ・Ⅱ・区分なし)	<p>●特定加算</p> <p>賃金改善対象職種は福祉・介護職員を含むあらゆる職種に可能性がある。</p>
処遇改善加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)	<p>●現行加算</p> <p>賃金改善対象職種は福祉・介護職限定 ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、 障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、 就労支援員、訪問支援員に限定</p>

特定処遇改善加算は処遇改善加算の一類型ではなく、現行加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを取得している事業所について、さらに処遇の向上を目指すものです。
(上乘せして算定可)

【算定のための要件】

1 配置等要件(※)	福祉専門職員配置加算を算定していること (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては特定事業所加算を算定していること)
2 現行加算要件	現行加算のⅠ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定していること
3 職場環境等要件	複数の取り組みを区分ごとに1つ以上実施し、その内容を全ての職員に周知していること
4 見える化要件	特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること

特定加算(Ⅰ)を算定するには? → 1~4の全ての要件を満たす必要あり
 特定加算(Ⅱ)を算定するには? → 2~4の要件を満たす必要あり

※重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件がないため、特定加算の区分は「区分なし」となります。

※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援事業は算定対象外です。

【賃金改善の対象となるグループ分け】

A 「経験・技能のある障害福祉人材」

- キャリア10年以上
 - ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員
 - ・心理指導担当職員、サビ管・児発管、サ責

B 「他の障害福祉人材」

- キャリア10年未満の福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管
- キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

C 「その他の職種」

上記にあてはまらないすべての職種

- ex) 管理者、医療職(医師、看護職員、OT、PT、ST)
運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員など

【変更特例について】

経験もしくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、職員分類の変更ができる場合があります。

※別紙様式2添付書類4の提出が必要です

BからA: 研修等で専門的な技術を身に付けた勤続10年以上の職員
(例示→国通知P15の表4)

CからB: サービス種別ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に貢献している職員
(例示→国通知P15の表5)

※Cの職員のうち、賃金改善前の賃金額が既に年額440万円を超えている場合は変更できません。